

令和 8 年度埼玉県障害福祉サービス事業所等光熱費等高騰対策支援事業補助金
交付要綱

(趣旨)

第 1 条 県内の障害福祉サービス事業所等において、原油価格・物価高騰の影響による負担増が更に経営を圧迫しており、事業者負担が継続することで、利用者等へのサービス低下や職員処遇への悪影響が懸念されることから、県は、障害福祉サービス事業所等の負担増を軽減し、当面のサービス維持を支援することを目的とし、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 40 年埼玉県規則第 15 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「障害福祉サービス事業所等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号、以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に基づく障害福祉サービス等を提供する施設・事業所のうち、別表 1 に定めるものをいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、埼玉県内において、障害福祉サービス事業所等を運営する事業者（以下「事業者」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象とならない。

- (1) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は受入事業者の代表者をいう。以下この号において同じ。）が 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に定める暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に定める暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(補助対象施設等)

第4条 補助金の交付の対象となる障害福祉サービス事業所等（以下「事業所等」という）は次の各号のすべてを満たす施設等とする。

- (1) 政令市又は中核市以外に本体事業所が所在すること。
- (2) 国、県及び市町村が設置する事業所等でないこと。（指定管理者制度により、国、県及び市町村以外の者が運営する事業所等を含む。）
- (3) 障害者総合支援法又は児童福祉法の規定による指定を受けていること。ただし、みなし指定のものを除く。
- (4) 令和8年7月1日現在において障害福祉サービスを提供しており、かつ交付申請日において休止し、又は廃止していないこと。

(補助単価及び補助額)

第5条 補助金の単価は別表2のとおりとし、補助額は、当該単価に定員数又は事業所数を乗じて得た額とする。ただし、共同生活援助系の1住居の定員数は、6人未満の場合は一律6人とする。

2 一の施設・事業所において算定できる回数は1回とする。

(申請書の提出等)

第6条 規則第4条第1項に掲げる様式及び記載事項は、様式第1号のとおりとし、第4項に定める添付書類とともに、電子申請フォーム（県HPに掲載するもの）により提出するものとする。

2 前項の申請書は、規則第13条の実績報告書を兼ねるものとする。

3 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

4 規則第4条第2項第5号に掲げる知事が定める事項に係る添付書類は、次のとおりとする。

- (1) (別紙1-1 ～ 1-4) 申請額算出内訳（該当する様式のみ提出）
- (2) (別紙2) 口座振込申出書
- (3) 補助金の振込を希望する金融機関の口座名義、金融機関名、支店名、及び口座番号等を確認できる通帳等の写し
- (4) 申請に係る施設・事業所の事業開始を確認できる書類
- (5) プロパンガスを利用していることがわかる書類
- (6) その他知事の定める書類

添付書類のうち(4)及び(5)については、令和7年度第3回埼玉県障害福祉サービス事業所等光熱費等高騰対策支援事業補助金の交付申請の際に当該書類を提出しており、かつ記載内容に変更がない施設・事業所に限り、提出を省略することができる。

5 第1項の申請書及び添付書類は、別に定める期日までに提出するものとする。

6 本事業補助金には消費税及び地方消費税は含まないため、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告は要さない。

(交付決定通知等)

第7条 規則第7条の交付決定通知書及び同第14条の交付確定通知書の様式は、様式第2号のとおりとし、補助金の交付決定及び交付確定により申請書の内容のとおり補助金支払いの請求があったものとみなす。

2 知事は、補助金を交付しないことを決定した場合には、様式第3号により通知する。

(交付の方法)

第8条 県は、交付額の確定後に口座振替により補助金を交付する。

(決定の取消し等)

第9条 知事は、事業者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令に違反する行為があったとき。
- (2) 不正の手段により補助金の交付を受けた又は受けようとするとき。
- (3) 本要綱の規定に照らし、補助対象者又は補助対象施設等に該当しないことが明らかになったとき。
- (4) 本要綱の第3条第2項各号に該当したとき
- (5) その他この要綱の規定に違反する行為があったとき。

(補助金の返還)

第10条 知事は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 規則で定める補助金の返還、加算金及び延滞金の規定は、前条の規定による取消しをした場合について準用する。

(交付の条件)

第11条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(書類の整備等)

第12条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る証拠書類等を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する証拠書類等は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 13 日から施行する。